

通告に従いまして、紘基会寺本、一般質問いたします。

国は公約でもある 2020 年度プライマリーバランスを黒字化する財政健全化目標を先送りする方針を固めたようです。

いまや国の借金も 1,140 兆円を超え国民一人当たり 1,100 万円の借金という有様です。少子高齢社会に増大する社会保障費の財源を考えれば、国も地方も限りある財源を効率的に有効的に使わなければなりません。

本市の歳出においても、地方自治法の要、第 2 条 14 項で最少の経費で最大の効果を挙げなければならないこと、また地方財政法第 4 条で地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要且つ最少の限度を超えて支出してはならない、と定められておりますが、これらの法を強く踏まえて行政チェックに取り組みなければならないと痛感しております。

以上の観点から大きく 3 問質問します。

大きく 1、狭間児童広場に関する等価交換について

前回の 9 月議会でも質問しましたが、市民の財産である公共用地約 2,250 平方メートルとその半分以下の私企業の土地約 1,000 平方メートルとの交換が同じ土地価格として等価交換されると市は決定しています。しかし、このことについて大変疑問があります。その後私が調査しました結果いくつかの疑問点が出てきましたので、今回再度質問させていただきます。

等価交換の特例とは

固定資産の交換において譲渡がなかったとする法の特例は、土地と土地を交換したとき両方の時価が同額の場合と定めています。

市は再開発組合側との土地交換によって狭間公園の土地 3,390㎡が 2,200.11㎡に縮小されたが、価格は従前従後を同額とし等価交換と決定しています。この法的根拠を伺います。

- (1) 平成 28 年 12 月 28 日開催の豊橋市不動産取得処分審査会による等価交換承認決定の法的根拠を伺う。

2、豊橋市バス運行対策費補助金交付について

同じく 9 月議会の決算委員会において、豊橋市バス運行対策費補助金交付に関する当局の答弁にいくつかの不明確な点がありましたので質問させていただきます。

- (1) 平成 28 年度域内生活路線維持費補助金交付 53,254 千円の審査は具体的にどの

ようにされているのか伺う。

ア、域内生活路線欠損額はどのような資料に基づいて審査されているのか伺う。

3、本市の入札制度について

地方公共団体に導入されている入札価格が一定額低いでその業務が適正に履行されるか否かの調査もされずに失格になる、とても民間の常識では理解できない、最低制限価格及び失格判断基準制度について質問いたします。

これらの制度は、制限価格より 1 円高いか低いかでダンピングか適正入札額かとその評価が大きく変わる理不尽な制度と考えております。制限価格を知る一部の職員に価格漏洩という不祥事を誘発しかねない。事実全国的にも発生しており、最近埼玉県上尾市にも不祥事が起き市長と議長、関係業者 4 人が逮捕されております。

国も民間も海外でも導入されていないこれら制度は、不正を誘発し、税金のムダ遣いとなる欠陥制度と捉えております。本市が改めることを願って、今回不条理な入札結果をもとに質問いたします。

(1) 工事に伴う業務委託の失格判断基準制度導入後の入札結果について

ア、調査基準価格未満失格判断基準以上の入札者において低入札価格調査を実施し失格になった業者はあるのか伺う。

イ、アの低入札価格調査を実施した、入札の落札率の平均を伺う。

道路照明等設置工事の入札において、応札業者 17 社の入札価格が、市の設定した最低制限価格より低いことで全社失格としている。このことについて、プロの業者 17 社の見積もりより市職員の見積価格が実勢価格として適正と判断したのか伺う。また再入札によって約 800 万円高額な落札価格になっているがこの認識を伺う。

(2) 工事請負の最低制限価格制度について

ア、平成 28 年 5 月 16 日に入札不調となった道路照明灯設置工事 1-1 の入札において入札者全てが失格となった要因を伺う。

イ、アの再入札内容と入札結果を伺う。